

令和3年度 救護所救急医療資材等購入（入替）仕様書

1. この仕様書は、救護所救急医療資材内の更新予定医療機器及び医薬品の入替等業務について規定する。

2. 期間 契約日の翌日から令和4年3月31日まで
※回収日、納入日については、発注者と協議すること

3. 救護所救急医療資材及び配備場所

① 医療救護所救急医療資材更新

1	EM-5	泉小中学校	14年目更新	1セット
2	EM-5	第二小学校	14年目更新	1セット
3	EM-5	多賀小学校	14年目更新	1セット
4	EM-5	旧網代小学校	14年目更新	1セット

なお、各セットの内容物については、別紙セット構成表のとおり。

② 医療救護所口腔外科用備蓄剤更新

1	歯科セット	多賀小学校	6年目更新	1セット
2	歯科セット	網代小学校	6年目更新	1セット

なお、各セットの内容物については、別紙セット構成表のとおり。

③ 医療救護所備蓄薬剤

1	救護所備蓄医薬品	泉小中学校	入れ替え	1セット
2	救護所備蓄医薬品	第二小学校	入れ替え	1セット
3	救護所備蓄医薬品	多賀小学校	入れ替え	1セット

なお、各セットの内容物については、別紙セット構成表のとおり。

また、医薬品・衛生材料の規格において余りが出る場合、余りは健康づくり課へ納品すること。

4. 業務の概要

上記医療資材における更新予定の医療機器及び医薬品などの更新又は入替並びに医療資材の洗浄、消毒、滅菌、物品点検、試験、廃棄、その他必要な処置を行う。

5. 必要な資格等

業務の実施にあたり、関係法令等の遵守を確認するため、契約締結後、下記の資格等の写しを提出すること。なお、受託業者が資格等を有しない一部の業務について、資格等を有する業者に再委託する場合は、その業者との契約書の写し及びその業者の有する資格等の写しを提出すること。

- ・医薬品販売許可証又は薬局開設許可証
- ・高度管理医療機器等販売業及び賃貸業許可証
- ・管理医療機器販売業及び賃貸業届出済証
- ・医療関連サービスマーク認定証（院外滅菌業務に係るもの）

6. 業務の内容

回収及び滅菌・更新

- (1) 各配備場所から回収し、更新・滅菌作業終了後、指示した場所へ同一のセットを再納入すること。
- (2) 今回更新する資材は医療救護所救急医療資材については、EM-5の別紙セット構成表14年目更新は「入替年欄で2」の記載があるものを入れ替える事とする。
医療救護所口腔外科用備蓄剤については「入替年欄で6」の記載があるものを入れ替える事とする。
医療救護所備蓄薬剤については別紙セット構成表を入れ替えるものとする。
- (3) 今回再滅菌する資材は、別紙セット構成表1中、滅菌・点検欄に「○」の記載のあるものとする。また充填及び作動点検する資材は滅菌・点検欄に「◎」の記載があるものとする。
- (4) 今回の入替品には入替年月日を表示する。滅菌指示内容品は、旧滅菌パックを開封し、単品又は指定包装単位で新しい滅菌パック（収納する物品に適合する寸法）に入れ、EOG滅菌を行い、その品名及び滅菌年月日とLOT番号、処理業者の名前及び連絡先を表示すること。
- (5) 鉗子類は従来の滅菌パックを開封後、薬液洗浄・乾燥後、(4)の処置を行うこと。
- (6) 滅菌作業は医療法第15条の3（医療法施行規則第9条の9）にて定められた業者保有の認定施設にて行うものとし、検査員が必要とした場合は、その施設にて作業中の検査及び写真（設備や新旧品の全景撮影等）の提出を求められることがある。
- (7) 更新作業は、別紙セット構成表に基づき、機能・数量・外観状況の点検をし、各セットの点検表を提出すること。更新指示品以外で欠落品を確認した場合は、速やかに報告書を提示し、担当の指示に従うこと。

- (8) 医薬品、衛生材料は、極力最新の品目とする。
- (9) 入替品は同等品を可とする。ただし、その場合は予め発注者と協議すること。
- (10) 蘇生器については、項目ごとに機能点検を行うこと。
- (11) 今回更新する薬品のうち、まだ使用期限があるものは発注者と協議の上、熱海市役所健康づくり課へ納入することとする。なお、既に熱海市健康づくり課に防災訓練用として保管されている訓練用薬品と重複する場合については、発注者と協議のうえ、不要な物を回収し、廃棄するものとする。
- (12) 今回更新する資材のうち、まだ使用可能なものについては、発注者と協議の上、防災訓練用として、熱海市健康づくり課に納入するものとする。なお、既に熱海市健康づくり課に防災訓練用として保管されている訓練用資材と重複する場合については、発注者と協議のうえ、不要な物を回収し、廃棄するものとする。
- (13) 引取り、再納入、旧品廃棄及び更新諸作業等に伴う一切の費用は、業者の負担とする。
- (14) 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

7. 納品

- (1) 収納するダンボールは、全て新品とし、品名・名称・セットNo.・号数は前後2面に、更新年月と次回更新年月は左右2面に表示すること。
- (2) 医療法15条の3（医療法施行規則第9条の9）にて定められた業者保有の認定施設発行の滅菌証明書及び各種テスト結果並びに滅菌工程データシートを付けた滅菌作業日報(写し可)を提出すること。
- (3) 医薬品について、有効年・ロットナンバーが明記された一覧表を提出すること。
- (4) 旧品廃棄の際に発生した廃棄物は、適正な方法にて処理をし、マニフェストなど廃棄物管理表を提出すること。
- (5) 入れ替え前後の内容や設置状況がわかる写真を各救護所別に作成し、提出すること。

8. 発注後、本仕様に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、発注者と協議するものとする。